



資有・資無	事・代会 会・代会	<input type="checkbox"/> 入力
-------	--------------	-----------------------------

届出事項等の異動届

届出日 令和 年 月 日

総務大臣
千葉県選挙管理委員会 様

政治団体の名称	
事務所の所在地	
代表者の氏名	(印)

政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項
政治資金規正法第6条第2項の規定により提出した綱領等の内容 } ※上欄には届出事項の異動後の内容(新の内容)を記入すること。
に異動があったので、同法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

異動事項	内 容		異動年月日
政治団体の名称	新	ふりがな 名称	令和 年
	旧	名称	月 日
主たる事務所の所在地	新	郵便番号 住所	令和 年
	旧	住所	月 日
主たる活動区域	新	<input type="checkbox"/> 千葉県から全国へ <input type="checkbox"/> 全国から千葉県へ <input type="checkbox"/> 県内()から県内()へ <input type="checkbox"/> ()から()へ	令和 年
	旧		月 日
代表者	新	ふりがな 氏名 電話番号 生年月日 年号 明治・大正 昭和・平成 住所	令和 年 月 日
	旧	氏名 住所	月 日
会計責任者	新	ふりがな 氏名 電話番号 生年月日 年号 明治・大正 昭和・平成 住所	令和 年 月 日
	旧	氏名 住所	月 日
会計責任者の職務代行者	新	ふりがな 氏名 電話番号 生年月日 年号 明治・大正 昭和・平成 住所	令和 年 月 日
	旧	氏名 住所	月 日
国会議員関係政治団体の区分	新	<input type="checkbox"/> 1号団体 代表者の公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議 <input type="checkbox"/> 参議 (<input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者等) <input type="checkbox"/> 2号団体 候補者氏名 (ふりがな) () 候補者の公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議 <input type="checkbox"/> 参議 (<input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者等) <input type="checkbox"/> 国会議員関係政治団体以外の政治団体	令和 年 月 日
	旧	<input type="checkbox"/> 1号団体 代表者の公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議 <input type="checkbox"/> 参議 (<input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者等) <input type="checkbox"/> 2号団体 候補者氏名 (ふりがな) () 候補者の公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議 <input type="checkbox"/> 参議 (<input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者等) <input type="checkbox"/> 国会議員関係政治団体以外の政治団体	月 日
その他	<input type="checkbox"/> 規約の異動 (別添のとおり) <input type="checkbox"/> 課税上の優遇措置の適用 (無・有) から (無・有) <input type="checkbox"/> その他 ()		令和 年 月 日

※作成する際は、《注意》や記載例を参照してください。

《注 意》

- 1 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。
- 2 **異動日の翌日から起算し、7日以内に届け出ること**（全国団体3部、県内団体2部）。
- 3 **異動のあった事項の新・旧のみ記入し、異動のない欄については記載しないこと。**
- 4 政治団体の名称は、政党及び政治資金団体と類似しないこと。
- 5 「主たる事務所の所在地」欄には、例えば、「千葉市中央区市場町○番○号○○会館○○号室」というように詳細に記載すること。
- 6 「会計責任者」と「会計責任者の職務代行者」は、同一の人物とならないこと。
- 7 **規約の異動の場合は、新旧の規約**（全国団体3部、県内団体2部）**を添付すること。**
(政治団体の名称が異動する場合、規約の異動も必要となる。)
- 8 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあつてはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあつては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ記載すること。
- 9 国会議員関係政治団体の区分で、「法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体（2号団体）」から「国会議員関係政治団体以外の政治団体」に異動した場合は、「**国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知**」を添付（全国団体3部、県内団体2部。1部は正本、ほかはコピーでもよい）すること。
- 10 **資金管理団体の場合、公職の種類、政治団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名（結婚等で戸籍名変更）を異動する場合は、「資金管理団体届出事項の異動届」も同時に提出すること。**
- 11 政党の場合、「政党の支部の状況に関する届」の内容に異動があつた場合は、異動内容を記載した文書を添付（全国団体3部、県内団体2部。1部は正本、ほかはコピーでもよい）すること。